



東津軽郡平内町大字小湊字小湊、字愛宕、字赤明堂、字薬師堂、字前泡、字新道、大字沼館字沼館、字沼館尻及び字家岸の各一部

2 追加される土地の区域  
なし

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、平内町地域整備課

四 縦覧期間

平成二十二年十二月七日から同月二十日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、蟹田都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり蟹田都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

蟹田都市計画区域における道路に関する都市計画（三・六・二号上蟹田磯ノ山線ほか三路線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

東津軽郡外ヶ浜町字蟹田、字蟹田田ノ沢、字蟹田中師宮本、字蟹田石浜、字上蟹田、字下蟹田、字蟹田川原添、字蟹田中師館ノ沢、字蟹田中師苗代沢、字蟹田鰐ヶ淵及び字蟹田小国東小国山の各一部

2 追加される土地の区域

東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国東小国山及び字蟹田石浜の各一部

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、外ヶ浜町建設課

四 縦覧期間

平成二十二年十二月七日から同月二十日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、鱒ヶ沢都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり鱒ヶ沢都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

鱒ヶ沢都市計画区域における道路に関する都市計画（三・四・一号鳴戸大和田線ほか二路線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

西津軽郡鱒ヶ沢町大字田中町、大字舞戸町字上富田、字鳴戸、字北秀、大字南浮田町字美ノ捨、大字七ツ石町、大字本町、大字新町、大字浜町、大字釣町、大字漁師町、大字富根町、大字淀町及び大字赤石町字大和田の各一部

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、鱒ヶ沢町建設管財課

四 縦覧期間

平成二十二年十二月七日から同月二十日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、板柳都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり板柳都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

板柳都市計画区域における道路に関する都市計画（三・四・一号駅通り線ほか一路線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川、大字板柳字土井、字川面及び字岡本の各一部

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、板柳町建設課

四 縦覧期間

平成二十二年十二月七日から同月二十日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、野辺地都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準

用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり野辺地都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

野辺地都市計画区域における道路に関する都市計画（一・三・一号有戸鳥井平一ノ渡線ほか九路線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

上北郡野辺地町字槻ノ木、字鳥井平、字下御手洗瀬、字二本木、字馬門道、字笹館、字野辺地、字浜掛、字米内沢、字田名部道、字石神裏、字大月平、字干草橋、字木明、字有戸鳥井平、字新町裏、字白岩、字前田、字観音林脇、字観音林後、字枇杷野、字松ノ木、字種川、字坊ノ塚、字下前田、字鳴沢、字松ノ木平、字下松ノ木平、字久田、字船橋及び字雑吉沢の各一部

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、野辺地町建設環境課

四 縦覧期間

平成二十二年十二月七日から同月二十日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、六ヶ所都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり六ヶ所都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

六ヶ所都市計画区域における道路に関する都市計画(三・二・一号尾駁倉内線ほか四路線)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

上北郡六ヶ所村大字尾駁字二又、大字鷹架字道ノ下、大字平沼字追館、字道ノ上、上北郡横浜町字雲雀平及び上北郡野辺地町字向田の各一部

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、六ヶ所村企画調整課

四 縦覧期間

平成二十二年十二月七日から同月二十日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第一項の規定により、木造都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり木造都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

木造都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、つがる市建設部建築住宅課

四 縦覧期間

平成二十二年十二月七日から同月二十日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、平内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり平内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

平内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、平内町地域整備課

四 縦覧期間

平成二十二年十二月七日から同月二十日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、蟹田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり蟹田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。  
なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

蟹田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、外ヶ浜町建設課

四 縦覧期間

平成二十二年十二月七日から同月二十日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、鱒ヶ沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり鱒ヶ沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。  
なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

鱒ヶ沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、鱒ヶ沢町建設管財課

四 縦覧期間

平成二十二年十二月七日から同月二十日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、板柳都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり板柳都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計

画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

板柳都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、板柳町建設課

四 縦覧期間

平成二十二年十二月七日から同月二十日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、野辺地都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり野辺地都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

野辺地都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、野辺地町建設環境課

四 縦覧期間

平成二十二年十二月七日から同月二十日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭